

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 9月 25日
【会社名】	株式会社ブレインパッド
【英訳名】	BrainPad Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 関口 朋宏
【最高財務責任者の役職氏名】	上席執行役員 CFO 新木 菜月
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木三丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 CEO 関口朋宏及び最高財務責任者 新木菜月は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年6月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

なお、これら2社を除く持分法適用関連会社及び非連結子会社については、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の範囲には含めておりません。

当社グループは、プロフェッショナルサービス事業、プロダクト事業の二事業から構成され、経営管理上、各事業拠点における売上高が事業活動の規模を示す指標として重視されております。これに基づき、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲において、当社及び連結子会社の重要な事業拠点の選定に際しては、売上高（連結会社間取引消去後）を選定指標として用いております。具体的には、全社的な内部統制の評価結果が良好であることを踏まえ、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点かつ、質的重要性を踏まえ、総合的に判断し、本社を重要な事業拠点といたしました。

選定した重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としては、当社グループがコンサルティング及び人的支援サービスまたはプロダクトの提供により顧客との契約に基づき収益を獲得するという事業内容を踏まえ、事業目的に密接に関わる勘定科目として「売上高」、「売掛金」及び「売上原価」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目としてのれん及び顧客関連資産の評価に係る業務プロセスにおいては、財務報告への影響を勘案して重要性の高い業務プロセスとして評価の対象に追加いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年6月30日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。